

資料 3

埼玉県いじめ問題対策会議幹事会資料

資料 1 いじめ問題の根絶に向けての取組（部局別）

資料 2 いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

参考資料 いじめ問題の根絶に向けての取組

参考資料 いじめ撲滅宣言

## いじめ問題の根絶に向けての取組(部局別)

資料 1

	ページ	緊急に取り組む事項(年度内の取組)	ページ	中期的に取り組む事項(平成25年度の取組)
教育局	1	1 学校支援のためのいじめ総合対策		1 学校支援のためのいじめ総合対策
	1	① いじめ問題への組織的な対応の徹底	10	① 「いじめ根絶のための具体的な取組」をあらゆる教育活動の中で展開
	3	② いじめの未然防止のための道徳教育の充実		② 教員定数の改善
	1	③ いじめ対応ハンドブックの改訂	3	③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人的支援
	2	⑤ アンケート調査の複数回実施	4	⑤ 児童生徒によるいじめ防止啓発活動の実施支援及びその成果の普及
	3	⑥ 子供たちの豊かな心を育む講演会の開催		4 いじめ問題を相談しやすい環境整備
	13.14	⑦ 「子ども人権メッセージ」を活用した人権感覚育成	8	① 子供が気軽に相談できるよう入力フォームを備えたメールによる相談システムの構築
	2	⑨ 保護者へのいじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動	8	② メディアを活用した相談窓口広報
警察本部	15	1 学校支援のためのいじめ総合対策		
		⑧ スクール・サポーターによる学校支援		
	16	3 いじめ問題に係る学校と警察との連携		
総務部	16	② 「いじめ防止」に関する非行防止教室等の充実強化		
		③ スクール・サポーターによる学校支援（再掲）		
	20	2 私立学校いじめ対策支援	21	2 私立学校いじめ対策支援
	20.21	① 生徒指導・教育相談担当者向け事例研修会の開催	21	① キャンパス・ガーディアン派遣
		② ホームルームにおける話し合いの場の設定と相談についての指導	21	② 保護者のいじめ早期発見・対応支援
県民生活部	30	いじめ問題対策に係る人権啓発		
		① 一般県民へのいじめ問題の理解を深めるための普及啓発		
	23	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備	23	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備
		③ 青少年相談支援情報サイトの改定		③ 学校の枠を超えた活動の場の提供
	24.25	5 いじめ撲滅キャンペーン		
	26	③ 著名人による「いじめ」に関するメッセージ動画のインターネット配信		
	25	④ 既存事業での県の取組紹介・協力依頼		
	25.29	⑤ 県広報媒体を活用した情報発信		
教育・警察			1	1 学校支援のためのいじめ総合対策
			3.4	④ いじめ問題解決のための支援チームの編成
	5.16.19	3 いじめ問題に係る学校と警察との連携		3 いじめ問題に係る学校と警察との連携
教育・県民・福祉・保健・警察		① 学校と警察の「連絡体制」の更なる強化	6	① いじめ問題解決のための支援チームの編成（再掲）
	7.17.31	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備		
	32.33.35	① いじめ問題解決に向けた取組の徹底		
知事部局・教育・警察	7.8.17	② 相談窓口の広報		
	32.35.36	6 いじめ問題に係る県と市町村、関係団体との連携		
県民・教育・警察	9.18.27.28	① いじめ撲滅宣言の策定		
			28	6 いじめ問題に係る県と市町村、関係団体との連携
県民・教育				② 地域の見回り強化
	2.22	1 学校支援のためのいじめ総合対策事業		
	11.12.22	④ 児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布		
		⑩ 学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供		
		5 いじめ撲滅キャンペーン		
	25	① 児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布（再掲）		
		6 いじめ問題に係る県と市町村、関係団体との連携	28	6 いじめ問題に係る県と市町村、関係団体との連携
	27	② いじめ問題連絡会議の開催		① 学校の枠を超えた活動の場の提供（再掲）
		5 いじめ撲滅キャンペーン		
	24.34	② 既存事業を活用したキャンペーンの実施		

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：生徒指導課

1 学校支援のためのいじめ総合対策	
名 称	<p>【緊急に取り組む事項】</p> <p>① いじめ問題への組織的な対応の徹底      ② いじめの未然防止のための道徳教育の充実      ③ いじめ対応ハンドブックの改訂      ④ 児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布      ⑤ アンケート調査の複数回実施      ⑥ 子供たちの豊かな心を育む講演会の開催      ⑨ 保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動</p> <p>【中期的に取り組む事項】</p> <p>③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人的支援      ④ いじめ問題解決のための支援チームの編成      ⑤ 児童生徒によるいじめ防止啓発活動の実施支援及びその成果の普及</p>
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめ問題に対する取組は、これまでも学校で行われてきているが、さらに、「いじめ撲滅」のためいじめ問題への組織的対応や道徳教育の充実に取り組む学校を支援する。
年内の取組状況	
<p>① いじめ問題への組織的な対応の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導担当者研究協議会（さいたま市を除く県内公立学校の生徒指導主任対象）で、いじめ問題への学校における組織的対応について県教育局生徒指導課の指導主事が講師となり研修を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 小・中学校は7～8月に地区別に実施</li> <li>イ 高等学校は6月に実施</li> </ul> </li> <li>・ いじめ問題に対する学校の組織的対応を求める通知を発出した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平成24年8月27日付け教生指第368号（県立学校対象） 「組織的な生徒指導体制の確立と事故の未然防止の徹底について」</li> <li>イ 平成24年10月1日付け教生指第424号（県立学校、市町村教育委員会） 「いじめの実態把握の徹底について」</li> </ul> </li> </ul> <p>③ いじめ対応ハンドブックの改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月14日 「彩の国生徒指導ハンドブック」を教育局生徒指導課ホームページに掲載した。           <p>※ 今後、冊子を印刷し、公立学校教員に配布（予定）</p> </li> </ul>	

④ 児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布

- ・ 知事部局（青少年課）と共同で、児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットを県内の公立・私立学校児童生徒に配布し、いじめは絶対に許されないという意識の醸成を図った。

(配布対象)

小学生（4～6学年）、中学生、高校生

※ 同学年の特別支援学校児童生徒にも配布

(配布部数)

ア 児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット（小学生用） 約165,000部

イ 児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット（中・高校生用） 約350,000部

⑤ アンケート調査の複数回実施

- ・ 「彩の国生徒指導ハンドブック」の中で、アンケート調査実施上のガイドライン（例）として、複数回実施を示した。
- ・ 10月12日 市町村教育委員会生徒指導事務主管課長会議にて複数回実施を依頼した。
- ・ 11月 7日 高等学校等校長会議にて複数回実施を依頼した。

⑨ 保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

- ・ 県立学校を対象とした保護者アンケートの実施

11月2日付で各県立学校長あてに保護者アンケートの実施を依頼した。

また、併せて家庭用いじめ発見チェックシートを配布し、活用促進を図った。

- ・ 市町村教育委員会に対する保護者アンケートの実施

11月20日付でさいたま市を含む各市町村教育委員会教育長宛て保護者アンケートの実施を依頼した。

また、家庭用いじめ発見チェックシートを配布し、活用促進を図った。

- ・ いじめ防止啓発ポスターの掲出

JR東日本、西武鉄道、東武鉄道、秩父鉄道各株式会社の埼玉県内各駅構内に「いじめは絶対に許しません！！」ポスターを掲出し、いじめ防止啓発を行った。

## 年度内の取組予定

### ② いじめの未然防止のための道徳教育の充実

「いじめ未然防止」のための道徳指導資料を作成する。

- ・ 指導資料

道徳教材「彩の国の道徳」から、「いじめ未然防止」に役立つ資料を精選し、授業で活用するための指導資料を埼玉県道徳教育研究会元会長監修のもと作成する。

ア 資料数 小学校 低、中、高学年各 2 編

中学校 4 編

高等学校 3 編

イ 配布方法 県のホームページ上に掲載する。

(今後の予定) 最終原稿完成 3月 22 日

ホームページ掲載 3月 29 日

### ⑥ 子供たちの豊かな心を育む講演会の開催

県内公立学校（さいたま市を除く）を対象に、命の大切さや自他を大切にする心を育む講演会を実施し、いじめ未然防止を図る。

ア 実施期間 平成 24 年 9 月から平成 25 年 2 月まで

イ 実施講師 埼玉県看護協会、NPO 法人 等

## 中期的な取組予定

### ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人的支援

- ・ スクールカウンセラー配置の増員（予定）

児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教員のカウンセリング能力や資質の向上に向けて研修等を実施します。

【平成 24 年度：203 人、8,716 日 ⇒ 平成 25 年度：236 人、10,620 日（予定）】

ア 全公立中学校（さいたま市を除く）

イ 教育事務所、県立総合教育センター

ウ 県立高等学校 27 校（予定）

- ・ スクールソーシャルワーカー配置の増員（予定）

いじめや不登校の背景にある家庭環境等の問題を、福祉的支援のスキルをベースに、関係機関との連携や家庭訪問などを行い、問題解決に向けて支援します。

【平成 24 年度：38 人、2,934 日 ⇒ 平成 25 年度：57 人、5,220 日（予定）】

市町村教育委員会教育センター等

### ④ いじめ問題解決のための支援チームの編成

生徒指導等に長けた校長OBを支援員として各教育事務所に 2 名配置し、いじめや非行問題の未然防止、早期発見・早期対応をするため、学校に指導・助言を行う。

また、県教育局支援チームと県警スクール・サポーター派遣校においては、情報共有や行動連携を図りながら、相乗的な支援を実施する。

- ・ いじめ・非行防止ネットワーク

警察、保護司、民生委員・児童委員等による多様な人材でネットワークを形成し、情報交換、意見交換を行い、いじめや非行問題の未然防止の取組などを学校に情報発信をする。

- いじめ・非行対応支援チーム

児童生徒の家庭状況、発達障害など、学校として対応に苦慮しがちないじめを含む問題行動が発生した場合、専門的知識を有するメンバーによるチームを編成し、専門家による見立てと様々な観点から対応策を検討し、早期解決の取組を支援する。

⑤ 児童生徒によるいじめ防止啓発活動の実施支援及びその成果の普及

「いじめは絶対許さない」という生徒の意識を高める啓発活動

- 明るく安心して学べる学校づくり協力校

いじめや暴力行為を課題としている学校を指定する。(36校予定)

ア いじめ防止プログラムの研修会（各教育事務所中学校2校 計8校予定）

生徒が主体となつたいじめ防止の活動成果を平成26年1月に県内全公立中学校（さいたま市を除く）に普及する。

イ いじめや暴力行為に関する講演会（28校予定）

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：生徒指導課

3 いじめ問題に係る学校と警察との連携	
名 称	<p>【緊急に取り組む事項】</p> <p>① 学校と警察の「連絡体制」の更なる強化</p> <p>【中期的に取り組む事項】</p> <p>① いじめ問題解決のための支援チームの編成（再掲）</p>
内 容 (趣旨・目的・概要)	学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決を図る。
年内の取組状況	
<p>① 学校と警察の「連絡体制」の更なる強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校と警察署との連絡等に関する協定書」の内容を学校現場・警察署に周知徹底する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校警察連絡協議会活動の一層の充実及び「学校と警察署との連絡等に関する協定書」の内容を学校現場へ周知徹底した。</li> <li>（通知発出）各地区学校警察連絡協議会等代表者： 平成 24 年 10 月 26 日</li> <li>各市町村教育委員会 : 平成 24 年 10 月 26 日</li> <li>各県立学校 : 平成 24 年 11 月 9 日</li> </ul> </li> <li>イ 学校と警察の「連絡体制」の更なる強化について、非行防止連携充実会議で、関係各課から依頼した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実 施 日：平成 24 年 11 月 30 日（第 2 回目）</li> <li>・ 実 施 場 所：埼玉県浦和合同庁舎 5 階講堂</li> <li>・ 実施対象者：各地区学校警察連絡協議会等代表者（平成 24 年度 41 団体）</li> <li>・ 実 施 者：県教育局県立学校部生徒指導課 　　県警本部生活安全部少年課</li> <li>・ 実 施 内 容：学校で抱える問題行動等について、警察と積極的に連携 　　いじめ問題等で犯罪行為に該当するものは、迅速に警察へ通報 　　いじめ問題等に係る具体的犯罪例の説明等</li> </ul> </li> </ul>	

## 年度内の取組予定

## 中期的な取組予定

### ① いじめ問題解決のための支援チームの編成（再掲）

生徒指導等に長けた校長OBを支援員として各教育事務所に2名配置し、いじめや非行問題の未然防止、早期発見・早期対応をするため、学校に指導・助言を行う。

また、県教育局支援チームと県警スクール・サポーター派遣校においては、情報共有や行動連携を図りながら、相乗的な支援を実施する。

- いじめ・非行防止ネットワーク

警察、保護司、民生委員・児童委員等による多様な人材でネットワークを形成し、情報交換、意見交換を行い、いじめや非行問題の未然防止の取組などを学校に情報発信をする。

- いじめ・非行対応支援チーム

児童生徒の家庭状況、発達障害など、学校として対応に苦慮しがちないじめを含む問題行動が発生した場合、専門的知識を有するメンバーによるチームを編成し、専門家による見立てと様々な観点から対応策を検討し、早期解決の取組を支援する。

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：生徒指導課

名 称	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備
	<p>【緊急に取り組む事項】</p> <p>① いじめ問題解決に向けた取組の徹底 ② 相談窓口の広報</p> <p>【中期的に取り組む事項】</p> <p>① 子供が気軽に相談できるよう入力フォームを備えたメールによる相談システムの構築 ② メディアを活用した相談窓口広報</p>
内 容 (趣旨・目的・概要)	誰にも相談できないいじめ問題を相談しやすい環境を整備するとともに、いじめを見かけた第三者の子供たちが簡単に相談できる相談システムを構築する。
年内の取組状況	
① いじめ問題解決に向けた取組の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容に応じて、教育局や市町村教育委員会、学校へ繋いで解決に導く。 (参考) 平成 24 年 4 月～12 月の電話教育相談（メール等を含む）件数 11,771 件 うち、いじめに関する相談件数 663 件</li> </ul>
② 相談窓口の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめは絶対に許しません！！」ポスターを県内の JR 東日本、西武鉄道、東武鉄道、秩父鉄道の各駅に掲出し、高校生によるいじめ撲滅キャンペーンとして道德教育研究協力校の生徒が駅にて「いじめ撲滅」ティッシュを配布した。</li> <li>各種啓発グッズに相談窓口を掲載した。 (例) 保護者向けいじめ防止啓発チラシ 児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット ※ 平成 24 年 11 月下旬～12 月上旬に配布</li> <li>24 時間 365 日教育相談窓口の QR コードを作成し、PR した。 子供たちの携帯電話、スマートフォンの利用が多いことから相談しやすい環境を整備した。</li> </ul>

## 年度内の取組予定

### ② 相談窓口の広報

- ・ 相談窓口広報カードを作成し、配布する。

## 中期的な取組予定

### ① 子供が気軽に相談できるよう入力フォームを備えたメールによる相談システムの構築

- ・ QR コードから入力フォームを直接呼び出し、児童生徒が相談しやすいように工夫する。

### ② メディアを活用した相談窓口広報

- ・ NACK5などを利用した「よい子の電話教育相談」の相談窓口を広報する。

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：生徒指導課

	6 いじめ問題に係る県と市町村、関係団体との連携
名 称	【緊急に取り組む事項】 ① いじめ撲滅宣言の策定
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめ問題の撲滅には、県と市町村、関係団体が一体となって取り組むことが不可欠であることを宣言し、その周知及び更なる取組を要請する。
年内の取組状況	
<p>① いじめ撲滅宣言の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11月20日付けで知事、教育委員会委員長、県警本部長をはじめとする関係者14名の連名による「いじめ撲滅宣言」を策定した。</li> <li>同日の知事記者会見において教育長、県警本部長が同席し、いじめ撲滅宣言を発表した。また、生徒指導課HPに掲載した。</li> </ul>	
年度内の取組予定	
中期的な取組予定	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：義務教育指導課

名称	【中期的に取り組む事項】 1 学校支援のためのいじめ総合対策 ①「いじめ根絶のための具体的取組」をあらゆる教育活動の中で展開
内容 (趣旨・目的・概要)	いじめ根絶のためには、学級経営が重要である。学級活動は学級経営の核となる大切な授業であり、いじめを根絶する教育活動の一環であることを教員が再認識できるよう、学級活動リーフレット（小学校版・中学校版）及び学級活動実践事例集を作成し、いじめを許さない学校づくりを推進する。
年内の取組状況	
①「いじめ根絶のための具体的取組」をあらゆる教育活動の中で展開 <input type="radio"/> 『学級活動リーフレット（小学校版・中学校版）』の作成、配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容 学級活動の大切さ、学級経営のポイントをまとめ</li> <li>・ 配布対象 公立小中学校 全教員（さいたま市を除く）</li> <li>・ 配布日 平成24年12月</li> <li>・ 埼玉県教育委員会ホームページに掲載</li> </ul>	
年度内の取組予定	
①「いじめ根絶のための具体的取組」をあらゆる教育活動の中で展開 <input type="radio"/> 『学級活動実践事例集』の作成、ホームページ掲載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県教育委員会ホームページに掲載 平成25年3月掲載予定</li> </ul>	
中期的な取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度 埼玉県小・中学校教育課程地区研究協議会 特別活動部会 「人間関係づくり」の学級活動指導案を作成し、協議を行う。</li> <li>・ (平成25年度小中一貫教育推進事業) 小・中学校9年間を一貫した教育の情報提供 いわゆる中1ギャップの解消を図り、確かな学力と豊かな心の育成を目指す。</li> </ul>	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：家庭地域連携課

	1 学校支援のためのいじめ総合対策
名 称	⑩ 学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供
内 容 (趣旨・目的・概要)	学校応援団の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなど情報提供が行われるよう、市町村教育委員会へ依頼する。
年内の取組状況	
<p>○ 市町村教育委員会への依頼</p> <p>教育事務所ごとに開催された「管内教育長会議」において、「いじめ」の未然防止のための「学校応援団」による学校への情報提供等への協力について説明をするとともに、各学校・学校応援団への周知をお願いした。(9月下旬～10月上旬)</p> <p>○ 埼玉県コーディネーター研修（学校応援コーディネーター個別研修）における情報提供</p> <p>「学校応援コーディネーター」養成を目的とした標記研修会において、いじめ撲滅啓発用ティッシュを配布するとともに、学校への情報提供の協力を呼びかけた。 (10月23日)</p> <p>○ 「平成24年度彩の国教育の日推進会議」での啓発チラシの配布及び情報提供</p> <p>小中学校長会の代表、PTAなどの社会教育関係団体、民生委員・児童委員協議会などの財団法人等が出席した「彩の国教育の日推進会議」において、いじめ撲滅啓発用ティッシュ及び「子ども人権メッセージ」のチラシを配布するとともに、いじめ撲滅への取組について情報提供を行った。(10月27日)</p> <p>○ 「埼玉・教育ふれあい賞」表彰式参加者への啓発チラシの配布</p> <p>人権教育課で作成した「子ども人権メッセージ」のチラシを、表彰式参加者へ配布した。(10月27日)</p>	

## 年度内の取組予定

- 学校及び市町村教育委員会における「学校応援団による学校へのいじめ情報提供」に関する取組状況について調査を実施予定。（2月）

## 中期的な取組予定

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：人権教育課

名 称	1 学校支援のためのいじめ総合対策 ⑦ 「子ども人権メッセージ」を活用した人権感覚育成
内 容 (趣旨・目的・概要)	児童生徒の豊かな人権感覚を育成する取組を通して、いじめ問題の解決・いじめのない学校の実現を図る。
年内の取組状況	
<p>○ 児童生徒の豊かな人権感覚の育成</p> <p>児童・生徒へのいじめ防止に係る啓発として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子ども人権メッセージ」、「メッセージ活用の手引き」を各学校に配布した。</li> <li>○ 「子ども人権メッセージ」、「メッセージ活用の手引き」を人権教育課HPに掲載した。</li> </ul>	
	
子ども人権メッセージを活用した授業	

年度内の取組予定

中期的な取組予定

- 人権感覚育成プログラムの活用を促進することによって、児童生徒の豊かな人権感覚を育成していく。

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：警察本部少年課

名 称	1 学校支援のためのいじめ総合対策						
	⑧スクール・サポーターによる学校支援						
内 容 (趣旨・目的・概要)	元警察官又は教員経験者を非常勤として採用し、いじめを含めた生徒の非行や問題行動が深刻化した中学校からの要請に基づいて派遣する。学校、教育委員会等と連携して、生徒の健全育成と学校の正常化へ向けて支援を行う。						
年内の取組状況							
<p>⑧ スクール・サポーターによる学校支援</p> <p>未派遣校の解消及びいじめ問題を含む非行や問題行動に早期対応するための緊急対策としてスクール・サポーターを新たに12人増員した。</p> <p>緊急増員に係る取組</p> <table> <tr> <td>ア 募集期間</td><td>平成24年10月26日から11月19日まで</td></tr> <tr> <td>イ 選考試験</td><td>平成24年11月25日(日)</td></tr> <tr> <td>ウ 合格者発表</td><td>平成25年12月11日(火)</td></tr> </table>		ア 募集期間	平成24年10月26日から11月19日まで	イ 選考試験	平成24年11月25日(日)	ウ 合格者発表	平成25年12月11日(火)
ア 募集期間	平成24年10月26日から11月19日まで						
イ 選考試験	平成24年11月25日(日)						
ウ 合格者発表	平成25年12月11日(火)						
年度内の取組予定							
中期的な取組予定							

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：警察本部少年課

名 称	3 いじめ問題にかかる学校と警察との連携																		
	①学校と警察の「連絡体制」の更なる強化 ②「いじめ防止」に関する非行防止教室等の充実強化 ③スクール・サポーターによる学校支援																		
内 容 (趣旨・目的・概要)	学校と警察との連携を更に深め、いじめ問題について迅速かつ的確な対応を図る。																		
年内の取組状況																			
<p>① 学校と警察の「連絡体制」の更なる強化            各警察署と管内の市町村教育委員会において締結している「学校と警察署との連絡等に関する協定書」について、内容を再確認し、更なる連絡体制を強化するため、平成24年10月29日付けで各署に通知を発出し、職員への周知徹底を図った。</p> <p>② 「いじめ防止」に関する非行防止教室等の充実強化            いじめ防止を含めた少年の非行防止教室を実施している。            平成24年中の非行防止教室の開催状況</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>高等学校</th><th>P T A等</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td><td>1,106</td><td>379</td><td>118</td><td>233</td><td>1,836</td></tr> <tr> <td>受講者数</td><td>179,926</td><td>143,174</td><td>63,034</td><td>47,574</td><td>433,708</td></tr> </tbody> </table>			小学校	中学校	高等学校	P T A等	合計	実施回数	1,106	379	118	233	1,836	受講者数	179,926	143,174	63,034	47,574	433,708
	小学校	中学校	高等学校	P T A等	合計														
実施回数	1,106	379	118	233	1,836														
受講者数	179,926	143,174	63,034	47,574	433,708														
<p>③ スクール・サポーターによる学校支援（再掲）            未派遣校の解消及びいじめ問題を含む非行や問題行動に早期対応するための緊急対策としてスクール・サポーターを新たに12人増員した。            緊急増員に係る取組</p> <p>ア 募集期間 平成24年10月26日から11月19日まで            イ 選考試験 平成24年11月25日(日)            ウ 合格者発表 平成25年12月11日(火)</p>																			
年度内の取組予定																			
中期的な取組予定																			

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：警察本部少年課

名 称	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備
	①いじめ問題解決に向けた取組の徹底 ②相談窓口の広報
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめ問題を相談しやすい環境を整備する
年内の取組状況	
① いじめ問題解決に向けた取組の徹底	これまでどおり、事件化を検討するとともに、必要な助言指導を行い相談内容に応じては、学校や教育委員会等の関係機関への引き継ぎ、解決に向けた取組を行っている。
② 相談窓口の広報	これまでどおり、ホームページ等により、相談窓口の広報を行っている
年度内の取組予定	
中期的な取組予定	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：警察本部少年課

名 称	6 いじめ問題に係る県と市町村、関係団体との連携 ①いじめ撲滅宣言の策定
内 容 (趣旨・目的・ 概要)	県、市町村、関係団体が一体となっていじめ問題の解決に取り組む。
年内の取組状況	① いじめ撲滅宣言の策定 平成24年11月20日知事定例記者会見において、知事、教育長、県警本部長が一堂に会し、いじめ撲滅を宣言した。
年度内の取組予定	
中期的な取組予定	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：少年捜査課

名 称	3 いじめ問題に係る学校と警察との連携
	① 学校と警察の「連絡体制」の更なる強化 • 「いじめ」認知時の連携による早期対応
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめに関連する相談や届出等を受理した場合は、学校や教育委員会等の関係機関と連携し、早期に事件性の有無を捜査又は調査して、被害少年の保護、加害少年の検挙・補導等、適切な対応を図る。
年内の取組状況	
平成24年中、県内のいじめ事件の実態（暫定数） 1 いじめによる事件の検挙・補導件数 • 総数 13件 2 いじめによる事件の検挙・補導人員 • 総数 37人 3 主たる事件の罪種 • 暴行、傷害、暴力行為、恐喝、強要	
年度内の取組予定	
継続実施	
中期的な取組予定	
なし	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：学事課

	2 私立学校いじめ対策支援
名 称	<p>緊急に取り組む事項</p> <p>①生徒指導・教育相談担当者向け事例研究会の開催          ②ホームルームにおける話し合いの場の設定と相談についての指導</p> <p>中期的に取り組む事項</p> <p>①キャンパス・ガーディアン派遣          ②保護者のいじめ早期発見・対応支援</p>
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめ発見力といじめに対応する能力を高め、早期発見・早期解決を目指す。
年内の取組状況	
<p>①生徒指導・教育相談担当者向け事例研究会の開催</p> <p>日 時：11月15日（木）生徒指導事例研究協議会（埼玉県私立中学高等学校協会主催）</p> <p>場 所：県民健康センター</p> <p>内 容：県内私立中学・高等学校生徒指導担当教諭43名が参加</p> <p>学事課より「いじめ撲滅への対応について」（県の対応の説明と協力依頼、県内私学の主な取組紹介、いじめに関する自己点検シートの実施、新聞記事よりいじめの事例に学ぶ（滋賀県大津市での事件））</p> <p>その後グループに分かれていじめの事例研究協議、発表</p> <p>②ホームルームにおける話し合いの場の設定と相談についての指導</p> <p>いじめ啓発資料の配布（小4～高3全生徒）に際し、各学校のホームルーム等でいじめに関する話し合いの場を持つなど、身近な問題として考えさせる。併せて「いじめをしない、させない、見逃さない」こと、何かあればすぐに教員に相談すること、学校には相談しづらい深刻な問題を抱えている場合には、相談窓口に連絡することを徹底して生徒に指導するよう依頼。</p>	

## 年度内の取組予定

### ②ホームルームにおける話し合いの場の設定と相談についての指導

- ・「相談窓口広報カード」の配布（小4～高3の全生徒）
- ・「いじめ対応ハンドブック I's」の配布

## 中期的な取組予定

### ①キャンパス・ガーディアン派遣

経験豊かな警察官OBの「キャンパス・ガーディアン」を学校に派遣して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。

ア 校内・校外パトロール、登下校指導

イ 教員・児童生徒・保護者への指導助言

ウ 電話相談

### ②保護者のいじめ早期発見・対応支援

「いじめ早期発見・対応リーフレット」の作成、配布。

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：青少年課

名 称	1 学校支援のためのいじめ総合対策事業 ④ 児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布 ⑩ 学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめ問題への取組を徹底するため、学校応援団や青少年育成推進員にいじめに関する情報提供を依頼し、学校現場を支援する。
年内の取組状況	
<p>④ 児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布          リーフレット「いじめられたら いじめをみかけたら かならず相談してね」を教育委員会と共同して小学校4年生から高校生に配布          (小学生用 約165,000部 中・高校生用 約350,000部) (12月上旬)</p>	
年度内の取組予定	
<p>⑩ 学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供          青少年育成推進員へのいじめに関する情報提供依頼状況  <input checked="" type="radio"/> 「代表青少年育成推進員研修」を開催し、いじめに関する情報提供を依頼する。          日時：平成25年1月22日(火) 午前10時～12時          内容：          • 学校におけるいじめ問題について(生徒指導課)          • 青少年育成推進員の活動について(青少年課から、推進員の皆さんにお願いする活動やいじめ問題に関する青少年育成埼玉県民会議としての取組について説明)          • 各地域での学校訪問の状況等についての情報交換</p>	
中期的な取組予定	
<p>⑩ 学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供          青少年育成推進員へのいじめに関する情報提供依頼  <input checked="" type="radio"/> 「第15期青少年育成推進員委嘱式・全体研修会」において、いじめに関する情報提供を依頼する。          日時：平成25年4月19日(金) 午後2時～4時</p>	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：青少年課

名 称	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備
	<p>【緊急に取り組む事項】</p> <p>③ 青少年相談支援情報サイトの改定</p> <p>【中期的に取り組む事項】</p> <p>③ 学校の枠を超えた活動の場の提供</p>
内 容 (趣旨・目的・概要)	「青少年相談支援情報サイト」のメニュー画面を改定し、相談窓口がわかりやすいようにするとともに、児童生徒の活動の場を作ることにより、いじめ問題について相談しやすい環境整備を行う。
年内の取組状況	
<p>③ 青少年相談支援情報サイトの改定（12月）</p> <p>いじめに係る項目を新たに設け、「相談したいこと」を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめや不登校など学校や家庭のこと」</li> <li>・「心の悩みや体のこと」</li> <li>・「子育て」</li> <li>・「仕事」</li> <li>・「その他の相談」に分類</li> </ul> <p>さらに「いじめや不登校など学校や家庭のこと」を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめに関すること」</li> <li>・「不登校に関すること」</li> <li>・「非行に関すること」</li> <li>・「非行からの立ち直りに関すること」</li> <li>・「ひきこもりに関すること」</li> </ul> <p>などに分類し、自分が相談したい内容がすぐにわかるように、メニュー画面を改定。</p>	
中期的に取り組む事項	
<p>③ 学校の枠を超えた活動の場の提供</p> <p>青少年相談員に対する協力依頼（11／18）</p>	
年度内の取組予定	
<p>③ 青少年相談支援情報サイトの改定</p> <p>府内関係課に照会し、相談窓口の追加等サイトの内容充実を図る。</p>	
中期的に取り組む事項	
<p>③ 学校の枠を超えた活動の場の提供</p> <p>青少年育成推進員に対する協力依頼（1／22）</p>	
中期的な取組予定	
<p>③ 学校の枠を超えた活動の場の提供</p> <p>市町村民会議や青少年相談員等の活動により、児童生徒が学校以外の仲間づくりができる場を創出し、相談しやすい環境づくりを支援する。</p>	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：青少年課

名 称	5 いじめ撲滅キャンペーン
	②既存事業を活用したキャンペーンの実施
	③著名人による「いじめ」に関するメッセージ動画のインターネット配信
	④既存事業での県の取組紹介・協力依頼
	⑤県広報媒体を活用した情報発信
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめ問題に対する取組は、これまで主に学校の中で行われてきたが、キャンペーンの実施により、県民全体で取り組む意識を醸成し、いじめ問題の撲滅に向けた県民運動としてのムーブメントを興す。
年内の取組状況	
② 既存事業を活用したキャンペーンの実施	
平成24年度青少年健全育成合同キャンペーン ～いじめ撲滅キャンペーンSAITAMA2012～の実施	
日 時：平成24年11月1日（木）	
場 所：JR大宮駅	
内 容：95名（高校生・青少年健全育成協力団体等）が参加し、啓発物品2000部を配布	
③ 著名人による「いじめ」に関するメッセージ動画のインターネット配信	
○メッセージ動画のインターネット配信	
配信開始日：10月4日（サイタマどうが・YouTube）	
メッセージ提供者：古賀淳也選手（水泳）を始め17組20人（別添参照）	
○メッセージ動画の上映	
埼玉スタジアム及びNACK5スタジアムのオーロラビジョン（11・12月の2試合）	
県内ボーリング場21カ所空きレーンのモニター（11月～）	
埼玉高速鉄道駅構内モニター（11/19～12/31）	
県内イオン4店舗のモニター（12/1～2/28）	
○メッセージ画像（静止画）の上映	
大宮アルシェデジタルサイネージ（壁面モニター）（1/1～1/31）	
コンビニエンスストア「セーブオン」県内全75店舗のレジディスプレイ（12/29～）	
○メッセージ（音声）の発信	
NACK5県広報番組CMでスポット配信	

○メッセージを活用したリーフレットの作成・配布（再掲）  
リーフレットを教育委員会と共同して小学4年生から高校生に配布  
(小学生用 約165,000部 中・高生用 約350,000部)

④ 既存事業での県の取組紹介・協力依頼

○青少年の主張大会、わがまち防犯隊レベルアップセミナー等でのチラシ配布  
(9月) 840部  
○夢のかけはし事業参加者への啓発用ティッシュ配布(9月～) 1,100個  
○幹事会関係課以外の事業による啓発用ティッシュ配布(10月～)  
延べ14事業 7,920個  
※幹事会関係課も含め、啓発用ティッシュは、累計19,500個配布

⑤ 県広報媒体を活用した情報発信

○彩の国だより：10月号・11月号・12月号掲載  
○県HP：青少年課のHPに「『いじめ』に関する埼玉県の取組」を掲載  
・いじめ撲滅宣言 ・いじめに関する相談窓口  
・いじめ問題対策会議 ・いじめ問題に関する様々な取組 等

年度内の取組予定

③ 著名人の「いじめ」に関するメッセージによる広報  
○メッセージ動画のインターネット配信(2月配信予定)  
メッセージ提供者：筒井菜月さん  
(ミス・ユニバース・ジャパン埼玉大会初代グランプリ)

中期的な取組予定

(別添)

## メッセージ動画に協力してくれた著名人

- 1 古賀 淳也 選手 (水泳) ※2本
- 2 金澤 慎 選手 (大宮アルディージャ)
- 3 渡邊 大剛 選手 (大宮アルディージャ)
- 4 菊地 光将 選手 (大宮アルディージャ) ※2本
- 5 鈴木 啓太 選手 (浦和レッズ) ※2本
- 6 柏木 陽介 選手 (浦和レッズ)
- 7 横野 智章 選手 (浦和レッズ)
- 8 宇井 愛美 さん (モデル)
- 9 丸本 莉子 さん (シンガーソングライター)
- 10 三遊亭鬼丸 師匠 (落語・パーソナリティー) ※2人で2本
- 10 横田かおり さん (タレント・パーソナリティー)
- 11 土谷 隼人 さん (ななめ45°)
- 11 岡安 章介 さん (ななめ45°) ※3人で2本
- 11 下池 輝明 さん (ななめ45°)
- 12 佐々木則夫 監督 (なでしこ)
- 13 林家たい平 師匠 (落語)
- 14 栗山 巧 選手 (埼玉西部ライオンズ)
- 15 炭谷銀仁朗 選手 (埼玉西部ライオンズ)
- 16 菊池 雄星 選手 (埼玉西部ライオンズ)
- 17 竹内 順子 さん (声優)

※ななめ45°は、広聴広報課による番外編

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：青少年課

	6 いじめ問題に係る県と市町村、関係団体との連携
名 称	<p>【緊急に取り組む事項】</p> <p>① いじめ撲滅宣言の策定 ② いじめ問題連絡会議の開催</p> <p>【中期的に取り組む事項】</p> <p>① 学校の枠を超えた活動の場の提供（再掲） ② 地域の見回り強化</p>
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめ撲滅宣言を策定するとともに、市町村への周知及び更なる取組を要請するなど、県と市町村、関係団体が一体となっていじめ問題の解決に取り組む。
年内の取組状況	
<p>① いじめ撲滅宣言の策定</p> <p>○ 11月20日付で知事、教育委員会委員長、県警本部長をはじめとする関係者14名の連名による「いじめ撲滅宣言」を策定。</p> <p>○ 同日の知事記者会見に教育長、県警本部長が同席して宣言を発表。青少年課HPに掲載。</p> <p>② いじめ問題連絡会議の開催</p> <p>日 時：平成24年11月22日（木）</p> <p>対 象：県内各市町村の青少年行政主管課長並びに教育委員会生徒指導事務担当主管課長（52市町村参加）</p> <p>内 容：埼玉県いじめ問題対策会議の検討結果並びに「いじめ撲滅宣言」についての周知及び更なる取組を要請</p> <p>※子ども若者育成強調月間（11月）において、11市町がいじめ撲滅キャンペーン等の取組を実施</p>	

## 年度内の取組予定

### ① いじめ撲滅宣言の策定

- 「いじめ撲滅宣言」ポスターを作成して関係機関へ配布し、掲出を依頼する。

印刷部数：3,700枚

配 布 先：市町村、県内小・中・高等学校、警察署、駅、コンビニ、ボーリング場、  
ゲームセンター、県民会議関連施設、宣言団体 等

配布時期：平成25年1月

## 中期的に取り組む事項

### ② 地域の見回り強化

- ネットパトロールの取組拡大

ボランティアとして「ネットいじめ」に関するネットパトロール活動への参加を呼び掛ける。

- ・ネットアドバイザー（1/16 ネットパトロール実施に係る説明会開催）
- ・青少年育成推進員（1/22 ネットパトロール実施に係る協力依頼・アンケート実施）
- ・県庁職員（2月中旬募集予定）

## 中期的な取組予定

### ① 学校の枠を超えた活動の場の提供（再掲）

- ・市町村民会議や青少年相談員等の活動により、学校以外の居場所をつくる。

### ② 地域の見回り強化

- ネットパトロールの取組拡大（再掲）

ボランティアとして「ネットいじめ」に関するネットパトロール活動への参加を呼び掛ける。

青少年育成推進員（25年度委嘱者）

- 民間企業との連携による取組（調整中）

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：広聴広報課

名 称	5 いじめ撲滅キャンペーン
	⑤県広報媒体を活用した情報発信
内 容 (趣旨・目的・概要)	いじめ問題に対する取組は、これまで主に学校の中で行われてきたが、キャンペーンの実施により、県民全体で取り組む意識を醸成し、いじめ問題の撲滅に向けた県民運動としてのムーブメントを興す。
年内の取組状況	
<p>⑤県広報媒体を活用した情報発信</p> <p>ア 彩の国だより：10月号・11月号・12月号掲載</p> <p>イ ・県政広報テレビ番組「彩の国ニュースほっと」でのいじめ撲滅宣言の放送 3回（11月） ・県政広報ラジオ番組での「いじめ撲滅」関連の放送 8回（10月～1月28日現在）</p> <p>ウ 県HP：青少年課のHPに「『いじめ』に関する埼玉県の取組」を掲載 (県の取組、撲滅宣言、相談窓口、メッセージ動画など)</p> <p>エ 著名人による「いじめ」に関するメッセージ動画のインターネット配信 配信開始日：9月28日 メッセージ提供者：古賀淳也選手（水泳）を始め17組20人 アクセス数： 28, 854件（1月27日現在）</p> <p>オ 埼玉新聞紙上にいじめ根絶に向けた取組を掲載 掲載日：11月29日</p>	
年度内の取組予定	
中期的な取組予定	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：人権推進課

名称	いじめ問題対策に係る人権啓発 ①一般県民へのいじめ問題の理解を深めるための普及啓発
内容 (趣旨・目的・概要)	子どもに関するいじめは人権問題の1つであることから、県の「いじめ防止対策」について、啓発資料の作成や人権啓発講師による啓発を図る。
年内の取組状況	
<p>①一般県民へのいじめ問題の理解を深めるための普及啓発資料等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発冊子「人権ってなんだろう」に「子どものいじめ問題」を取り上げ、イベント等で配付した。(8月ヒューマンフェスタ)</li> <li>作成部数：10,000部</li> <li>「人権のつどい」の開催にあわせて、啓発ポスターに「いじめ撲滅キャンペーン」を盛り込み、市町村や図書館、文化会館等の機関に配布した。</li> <li>作成部数：2,500枚</li> <li>市町村、団体が主催する講演会や研修会に人権啓発講師を派遣し、いじめ問題を取り上げた。</li> <li>派遣回数：106回(12月末時点)</li> </ul>	
年度内の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> <li>年内の取組を継続する。</li> </ul>	
中期的な取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> <li>今後検討する。</li> </ul>	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：障害者福祉推進課

名 称	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備 ①いじめ問題解決に向けた取組の徹底
内 容 (趣旨・目的・概要)	精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉に関する問題を抱える本人又は家族を対象に、こころの健康や悩みに関する相談援助を行う。
年内の取組状況	<p>①こころの電話相談の実施      「埼玉県こころの電話相談」      対象年齢：思春期から青年期・成人期      相談時間：平日 9時～17時      相談を行わない日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日)</p>
年度内の取組予定	
中期的な取組予定	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：こども安全課

	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備
名 称	①いじめ問題解決に向けた取組の徹底 ②相談窓口の広報
内 容 (趣旨・目的・概要)	「埼玉県子どもの権利擁護委員会」においていじめ問題解決に向け取り組むとともに、相談窓口の広報により一層の利用推進を図る。
年内の取組状況	
<p>①いじめ問題解決に向けた取組の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話相談（子どもスマイルネット）の運営 相談受付件数 2,274件（内いじめ関係130件）</li> <li>・ 面接相談・調査活動 新規面接相談件数12件（内いじめ関係5件） 調査活動 延べ63回</li> <li>・ 委員会の開催 12回</li> </ul> <p>②相談窓口の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村窓口用リーフレットの配布（5万枚 8月）</li> <li>・ 相談窓口広報カードの配布（28万枚 10月） 毎年度小学3年生、5年生及び中学2年生を配布対象にしていたが、今年度については中学1年生を対象に加えた</li> <li>・ 市町村広報誌やホームページへの掲載依頼 20市町が掲載済み</li> </ul>	

## 年度内の取組予定

引き続き、電話相談を窓口としていじめ問題の相談に対応し、面談・調査活動を通じて児童・生徒の救済を図っていく。(委員会開催 6回を予定)

なお、いじめに関する相談については、電話相談のみで終了し、その後の委員会による面談、関係機関に対する調査・調整に繋がるケースが少ない。

このため、電話相談を受けた際、委員会機能の説明の徹底を図り、問題解決に向けた対応を促していく。

## 中期的な取組予定

- 匿名による相談への対応

いじめ等に関する匿名相談事案について、情報の不確実さや守秘義務等の問題はあるが、教育局及び県警への情報提供、学校現場等での注意喚起を促していく方策を検討する。

- 相談窓口広報の充実

一層の利用促進を図るため、児童・生徒に直接配布する相談窓口広報カードの配布対象の拡大等、効果を検証しつつ、広報の充実を図る。

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：こども安全課

名称	5 いじめ撲滅キャンペーン ②既存事業を活用したキャンペーンの実施
内容 (趣旨・目的・概要)	児童虐待防止に向けた啓発活動であるオレンジリボンキャンペーンにおいて、いじめ撲滅のための啓発グッズを配布し、いじめ撲滅キャンペーンに協力していく。
年内の取組状況	②既存事業を活用したキャンペーンの実施 ○オレンジリボンキャンペーン ・トークショー（堀尾正明氏） 日 時：平成24年10月13日（土） 場 所：JR大宮駅西口イベントスペース 協力内容：いじめ撲滅啓発ポケットティッシュ配布  ・サッカーイベント会場における啓発活動 日 時：平成24年11月17日（土） 場 所：さいたまスタジアム2002 県政PRブース 協力内容：いじめ撲滅啓発ポケットティッシュ配布
年度内の取組予定	
中期的な取組予定	

## いじめ問題の根絶に向けた取組状況について

課名：疾病対策課

	4 いじめ問題を相談しやすい環境整備
名 称	①いじめ問題解決に向けた取組の徹底 ②相談窓口の広報
内 容 (趣旨・目的・概要)	<p>いじめに直面した当事者やその親が、いつでも不安や悩みを打ち明けられるように、いじめ問題の相談機関の周知をする。</p> <p>また、相談者に自殺等の危険があると考えられる場合の具体的な対応を検討する。</p>
年内の取組状況	
<p>①いじめ問題解決に向けた取組の徹底</p> <p>埼玉いのちの電話やさいたまチャイルドラインの取組を支援するため、自殺対策緊急強化基金を活用し、補助を行った。また、いじめ相談の現状や相談体制、相談内容に応じた教育現場への通報等について意見聴取を行い、自殺等の危険があると考えられる場合の対応について検討をしていただくよう要請した。</p> <p>②相談窓口の広報</p> <p>相談窓口広報カードを作成するため、基金を活用して生徒指導課に執行委任を行った。相談窓口広報カードに掲出する相談機関は、自殺対策関連では、埼玉いのちの電話、さいたまチャイルドライン、さいたま市こころの健康センターの連絡先を掲出する。</p>	

## 年度内の取組予定

### ②相談窓口の広報

当課からは市町村（自殺対策主管課）や保健所に情報提供するとともに、民間団体等についてもホームページ等で相談窓口広報カードのデータの情報の掲出を依頼し、いじめ問題の相談機関の周知を図る。

## 中期的な取組予定

### ①いじめ問題解決に向けた取組の徹底

埼玉いのちの電話やさいたまチャイルドラインに対し、自殺対策緊急強化基金により補助を行い、いじめの問題を相談しやすい環境整備について支援する。

### ②相談窓口の広報

市町村（自殺対策主管課）や保健所、民間団体等に対し、いじめ問題の相談機関の周知を図る。

# いじめ問題の根絶に向けたの取組

## 参考資料

### 未然防止

### 早期発見

### 早期解決・支援

#### 学校・教員

#### 児童・生徒

#### 保護者

#### 県民

##### 1 学校支援のためのいじめ総合対策

【緊急】②いじめの未然防止のための道徳教育の充実

【中期】①「いじめ根絶のための具体的な取組」をあらゆる教育活動の中で展開

【緊急】③いじめ対応ハンドブックの改訂

【中期】②教員定数の改善

【中期】③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人的支援

##### 2 私立学校いじめ対策支援【緊急・中期】

##### 3 いじめ問題に係る学校と警察との連携

【緊急】②「いじめ防止」に関する非行防止教室等の充実強化

【緊急】③スクール・サポーターによる学校支援(再掲)

##### 1 学校支援のためのいじめ総合対策

【緊急】④児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布

【緊急】⑤アンケート調査の複数回実施

【緊急】⑥子供たちの豊かな心を育む講演会の開催

【緊急】⑦「子ども人権メッセージ」を活用した人権感覚育成

【緊急】⑧スクール・サポーターによる学校支援

【中期】⑤児童生徒によるいじめ防止啓発活動の実施支援及びその成果の普及

##### 4 いじめ問題を相談しやすい環境整備

【緊急】②相談窓口の広報

【緊急】③青少年相談支援情報サイトの改定

【中期】①入力フォームを備えたメールによる相談システムの構築

【中期】②メディアを活用した相談窓口広報

【中期】③学校の枠を超えた活動の場の提供

##### 1 学校支援のためのいじめ総合対策

【緊急】⑨保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

##### 1 学校支援のためのいじめ総合対策

【緊急】⑩学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供

いじめ問題対策に係る人権啓発【緊急】

5 いじめ撲滅キャンペーン【緊急】

6 いじめ問題に係る県と市町村、関係団体との連携【緊急・中期】

##### 1 学校支援のためのいじめ総合対策

【緊急】①いじめ問題への組織的な対応の徹底

##### 3 いじめ問題に係る学校と警察との連携

【緊急】①学校と警察の「連絡体制」の更なる強化

##### 1 学校支援のためのいじめ総合対策

【中期】④いじめ問題解決のための支援チームの編成

##### 3 いじめ問題に係る学校と警察との連携

【中期】①いじめ問題解決のための支援チームの編成  
(再掲)

##### 4 いじめ問題を相談しやすい環境整備

【緊急】①いじめ問題解決に向けた取組の徹底

## いじめ撲滅宣言

私たちは、子供たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるため、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意のもと、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組み続けることを宣言します。

- 学校では、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。  
いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い守ります。  
家庭、地域、県や市町村、関係団体では、学校の取組を全力で支援します。
- 家庭では、他人を思いやる大切さや生命の大切さを教えるとともに、いじめから我が子を守ります。  
我が家がいじめをしたら本気でしかります。
- 地域では、「地域の子供は地域で育てる」という認識のもと、学校や家庭と連携し、それぞれの役割に応じていじめ撲滅に積極的に関わります。
- 県や市町村、関係団体では、「いじめ問題は社会全体で取り組むべき課題である」という意識の醸成を図るとともに、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

平成24年11月20日

埼玉県知事	上田清司
埼玉県教育委員会委員長	斎之平伸一
埼玉県警察本部長	金山泰介
埼玉県市長会会长	須田健治
埼玉県町村会会长	野川和好
埼玉県市町村教育委員会連合会会长	永田直美
埼玉県公立小学校校長会会长	福地満
埼玉県中学校長会会长	近藤誠
埼玉県高等学校長協会会长	内田徹
(社)埼玉県私立中学高等学校協会会长	小川義男
埼玉県PTA連合会会长	長田広
埼玉県高等学校PTA連合会会长	熊谷哲郎
埼玉県特別支援学校PTA連合会会长	山本浩美
埼玉県私立小学校中学校高等学校 保護者会連合会会长	島村健
青少年育成埼玉県民議長	上田清司